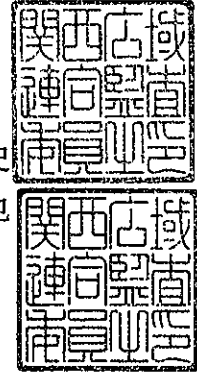


関 広 監 第 4 号  
平成25年7月26日

関西広域連合長 井戸 敏三 様  
関西広域連合議会議長 日村 豊彦 様

関西広域連合監査委員 澤田 眞史  
関西広域連合監査委員 北島 勝也



### 監査結果の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定により監査を執行したので、同条第9項に規定する監査の結果に関する報告を次のとおり提出します。

### 記

#### 1 監査の概要

##### (1) 監査の範囲

平成24年度における財務に関する事務の執行及びその他の事務の執行

##### (2) 監査対象機関

本部事務局及び分野事務局

##### (3) 監査実施日

平成25年7月26日

##### (4) 監査の実施方針

財務に関する事務の執行及びその他の事務の執行が、適正かつ効率的・能率的に行なわれているかを主眼として監査した。

#### 2 監査の結果

財務に関する事務の執行及びその他の事務の執行については、地方自治法及び関連法令に基づき適正に処理されているものと認められた。

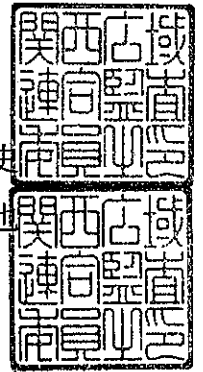
なお、平成24年度歳入歳出決算においては、平成23年度決算に比べ歳出の執行見込額が一層精査されるなど、執行管理面における改善が見られた。

今後は、関西広域連合の各事業の本格化に伴い予算規模も増大することから、本部事務局経費のみならず、各分野事業についても適切な執行管理に努め、一層精度の高い事務処理を行うよう期待する。

関 広 監 第 5 号  
平成25年7月26日

関西広域連合長 井戸 敏三 様  
関西広域連合議会議長 日村 豊彦 様

関西広域連合監査委員 澤田 真史  
関西広域連合監査委員 北島 勝也



### 例月現金出納検査結果報告

地方自治法第235条の2第1項の規定により、例月現金出納検査を実施したので、同条第3項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり提出します。

#### 記

- 1 検査の対象 平成25年2月分から平成25年6月分までの一般会計及び歳入歳出外現金に属する現金の出納事務
- 2 検査の期日 平成25年7月26日  
(事務局による例月検査を踏まえて実施)
- 3 検査の概要 検査の対象となった現金等の出納について、会計管理者から提出された資料と金融機関発行の残高証明書、関係帳簿、証拠書類等との照合その他検査手続を実施した。
- 4 検査の結果 検査対象の月末日の残高が諸帳簿と符合し、計数上の誤りはなく、正確であると認めた。